文

被告人を懲役1年6か月に処する。 未決勾留日数中50日をその刑に算入する。 押収してあるペテナイフ1本(平成18年押第5号の1)を没収する。

(犯罪争美) 被告人は、神戸市a区b町c丁目d番e号 f 住宅g号室に居住し、かねてから隣室のh号室に居住するA(当時66歳)が騒音を立てていると思い、Aに対して不快な感情を募らせていた。平成18年1月21日、被告人は、この日もAが騒音を立てて被告人に嫌がらせをしていると思って腹を立て、同日午前6時50分ころ、前記h号室前通路において、Aに苦情を申し入れたが、応対に出てきたAと口論になるなどしたことから、同所において、Aに対し、あらかじめ自宅から持参していたペテナイフ(刃体の長さ約10センチメートル。平成18年押第5号の1)を振り回し、Aの左腹部を存在版料 の傷害を負わせた。

(弁護人の主張に対する判断)

の傷害を負わせた。
(弁護人の主張に対する判断)
1 弁護人は、「被告人は、被害者A(以下単に「被害者」という。)の左腹部及び左胸部を刺したことはない、②被告人には傷害の故意はない、③被告人には正当防衛が成立し、そうでなくとも過剰防衛が成立する旨主張するので、前記犯罪事実を認定した理由について補足して説明する。
2 本件の事実経過に関して、証拠上動かし難い事実は次のとおりである。
(1) 被告人は、平成13年の夏ころから、被告人の居室であるg号室と隣室で被害者の居室であるh号室の境の壁から、午後9時ころから午前零時過ぎころまでの間、不規則に、数十秒間続く「コンロン」という壁を叩くような音がら、午後9時ころから午前零時過ぎころまでの間、不規則に、数十秒間続く「コンロン」という壁を叩くような音が聞こるようになり、被害者が被告人に嫌がら、被害者の居室を何めかでたいいると思うようにつから、行後9時ころから音を出しているがら、被害者の居室を被害が関して、変しなり、と思うようになりため、と思うようになり、こうして、被告人と被害者の居室の境の壁から、午後9時ころから音を出していると思うようになり、こうして、被告人と被害者の居室をがしていると思うようになり、こうして、被告人と被害者に対して、相手がを間騒音を発していると思うようになり、こうして、被告人と被害者に対したが、を間記の騒音を保守で取り、他内の部屋の住人が止めに入ったとしたが、を発言いにきた被害者と被告人が胸倉をつかみ合い、言い争う者が思いたなり、他を寄ると騒音を出していないと主張したため、やはり話はつかなかった。
(3) その後、本件に至るまでの間、被告人と被害者との間で表立ったトラブルはなかったが、被告人は、可診と主張したため、やはり記はつかなかった。
(3) その後、本件に至るまでの間、被告人と被害者との間で表立ったトラブルはなかったが、他害者が騒音を出していないと主張したため、被害者に対して文句を言うことはなかった。
なが、被告人は、平成14年11月ころから、被告人の居室から転居したいと考えるようになったが、他の市営なかった。

住七、かった。 他方

他方、被害者も、平成15年以降、被害者の居室を出て、他の市営住宅に転居したいと考えるようになったが、被告人と同様、他の市営住宅の入居者募集に当選できず、生活保護を受給していて経済的余裕もなかったことから、転

ることを認めず、客観的に騒音がやむと述べるなど、不自然な点がみられる。

と述べるなど、不自然な点がみられる。
オー他方、被告人の検察官調書供述は、①被害者が先に被告人を殴ったのか、それとも被告人がいきなり被害者の胸をペテナイフで刺したのかという点のほかは、被害者供述ともおおむね符合した内容であり、事件の客観的状況に矛盾する点はないこと、②現行犯逮捕時の供述、逮捕後の警察署及び検察庁における弁解録取書及び勾留質問調とにおける被告人の供述とも、殺意の点を除いて特に矛盾はないこと、③被害者において被告人がいきなり刺してきたという。被告人にとって有利な供述が維持ているものであること、④被告人の自室にはペテナイフだけではなく、刺身包丁や文化包丁もあるのに、ペテナイフだけではなく、刺身包丁や文化包丁もあるのに、ペテナイフだけではなく、刺身包丁や文化包丁もあるのに、ペテナイフだけではなく、刺身包丁や文化包丁もあるのに、ペテナイフを持ち出した理由について、刺身包丁や文化包丁を持ち出して被害者とけんかになれば被害者を殺してしまうのではなかと思い、被害者を殺すのが目的ではなかったことからペープを持ち出したとという、殺害を殺すが詳細に録取されていること、たことからの本人、前記ウ②及び③の事情(同調書は、被告人が読み期印したを受け、閲読し、訂正を申し立てた上で署名押印したものであり、被告人はその内容を十分理解した上で署名押印したものであり、表生、弁護人のアドバイスを受けていた状況の下で作成されたものであること)からすれば、被告人の公判供述に比べその信用性は高いといえる。カーこのようにみると、被告人の公判供述のうち、被告人の検察官調書供述と異なる部分は信用できないというべ

このようにみると、被告人の公判供述のうち、被告人の検察官調書供述と異なる部分は信用できないというべ

である。
(2) 次に、被告人の検察官調書供述と被害者供述の信用性について検討するが、両者の供述の主たる相違点は、被害者が先に被告人の左目付近を殴ったのか(被告人の検察官調書供述)、被告人が被害者の左側胸部をいきなり刺したが、で被害者供述)という点にある。
いたが、ではまるに対して文句を言うのをこられていると確信しており、被害者に対する恨みや憎しみを持つであったが、直接被害者に対して文句を言うのをこられていると確信しており、被害者に対して文句を持ってもいたとしてもれる。とは、被害者に対して文句を言うのをこられていると確信しており、被害者に対したものであり、起きたイフをしてもが当初から被害者に対したが、可能としてものであり、心たとしても不自然ではないこと、②被害者は、被告人が呼び鈴を押した時点では寝ていたものであり、の被害者が大に被告人を殴るという行動に出ることや、仮に被告人の供述するように被告人が被害者に出ることは、のであるという行動に出ることや、仮に被告人の供述するように被告人が被害者に出ることは、ことをす、動いていたとすとも、はない、ことを認識した被害者が表来まりうるとを予則しているとず、動いているより、自動に、ペテナイフが「スッと刺さった」のであれば、とく、②被告人がペテナイフの刃の幅でもとも、たがキートにはいりのである被害者において、一切を記述を表示した。②被告人がペテナイフの刃のによれて、起床したがりである被害者がそれを正しく認識とずに、あるいは被告人よりも体格及び年齢で優位にある被害者において、自然に対しるとはいえないこと、③被告人は、被害者において被告人に殴られたので被害者をしても、被害者において被告人がいきなり刺してきたと供述してととないまた、前記のとおり、なお被害者が先に殴ってきたという供述が維持されているものであって、この点に関する

被告人の検察官調書供述の信用性を直ちに否定することは困難であること、④被害者も、かねてから被告人が夜間騒音を発していると思っており、平成15年3月の被告人と被害者の揉め事も、被害者が被告人の居室に苦情を言いに行ったことに端を発したものであることや、被害者も平成15年以降転居を希望していたことなどからすれば、被害者も被告人に対して強い不満を抱いていた可能性が高いことも認められ、被告人が被害者の胸をいきなり刺したと認定するにはなお合理的な疑いが残り、被告人の検察官調書供述のとおり、被害者が先に被告人の左目付近を殴った可能性があるよるがも光でする。

はなお合理的な疑いが残り、被告人の検察官調書供述のとおり、被害者が先に被告人の左目付近を殴った可能性かめると認めるのが相当である。 5 以上によれば、まず、①被告人が被害者の左胸部及び左腹部を刺したこと及び②被告人に傷害の故意があったことについては、上記4(1)のとおり信用できる被告人検察官調書供述から優に認定することができる。次に、③正当防衛又は過剰防衛の成否については、前記のとおり、被告人の検察官調書供述にあるように被害者が先に被告人の左目付近を殴った可能性があるものの、同供述によっても、被告人の検察官調書供がつかってきた場合には、被害者を刃がで切りつけるか刺すかしようと考えていたことが認められるのであって、被告人は、被害者からの加害行為を予期しつつ、その機会を利用して被害者に対して積極的に加害する意思を持ち、その通りに被害者に対する傷害に及んだものであるから、被告人の行為には、正当防衛における侵害の急迫性の要件が欠け、正当防衛又は過剰防衛が成立しないことは明らかである ある。

(法令の適用)

罰条 刑法204条

割宗 刑法 2 0 + 末 刑種の選択 懲役刑を選択 未決勾留日数の算入 刑法 2 1 条 没収 刑法 1 9 条 1 項 2 号 2 項本文 訴訟費用の不負担 刑事訴訟法 1 8 1 条 1 項ただし書 5

(量刑の理由)

(量刑の理由)
本件は、被告人が、集合住宅の隣室に居住する被害者が騒音を発して嫌がらせをしていると考え、被害者をナイフで刺して傷害を負わせた事案である。 被告人は、十分な調査等を尽くさず、他の住民から被害者ではなく上の階の住民が騒音を発しているかもしれないよの助言があったにもかかわらず、被害者が騒音を発していると思い込み、一方的に被害者に対する恨みや憎しみを募らせて本件犯行に及んだものであって、その動機は短絡的である上、鋭利な刃物を用いて犯害者の胸部や腹部とい与えたのを要部を突き刺しており、一歩間違えば生命に対する危険を招来しかねない危険な犯行であって、被害者に与する制造しており、一歩間違えば生命に対する危険を招来しかねない危険な犯行であって、被害者に与する慰藉の措置も一切講じておらず、被害者の処罰感情が強いのも当然である。以上によれば、被告人の刑事責任を軽くみることは到底できない。 そうすると、他方で、本件において被害者は被告人に挑発されて先に被告人の左目付近を殴るという暴行を加えた可能性があり、被害者にも落ち度が認められること、被告人は、犯行後近隣の住民に110番題を依頼してること、現在の発生の防止に努めていること、被害者に傷神的疾者を持してきたことは事実であること、前程はなく、現在してきたことは事実であること、既に3か月以上身柄を拘束されていることなど、被告人のために酌むべき事情を十分に考慮しても、刑の執行を猶予するのは相当ではなく、主文のとおりの実刑は免れないところである。 (求刑・懲役2年6月、ペテナイフの没収)

(求刑一懲役2年6月、ペテナイフの没収)

平成18年5月10日

神戸地方裁判所第2刑事部

裁判官 岩崎邦生